

妊婦健診 アクセス支援事業

対象となる方

三戸町に住民登録されている妊婦

助成される費用

妊婦健診を目的に通院した際の交通費

【自家用車】

自宅等から医療機関までの往復
距離×37円

【有料道路の通行料金】

全額（領収書の提出が必要）

【公共交通機関】

停留所間、駅間の全額



回数・期間

【上限回数】

通院最大14回、多胎妊婦は最大21回

【期間】

妊娠の届出をした後、妊婦健診を目的として医療機関の受診を開始した日から出産を目的に入院する前まで

分娩取扱施設 アクセス支援事業

対象となる方

三戸町に住民登録されている妊婦

助成される費用

分娩を目的に病院に入院・退院した際の 交通費と待機宿泊した場合の宿泊費

【自家用車】

自宅等から分娩取扱施設までの往復距離
×37円

【有料道路の通行料金】

全額（領収書の提出が必要）

【公共交通機関】

停留所間、駅間の全額

【タクシー】

全額（発着地を記載した領収書の提出が必要）

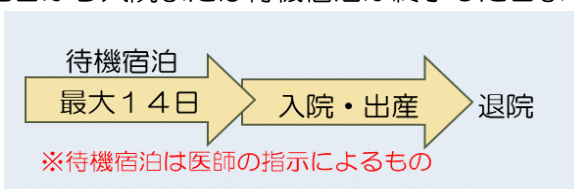
【宿泊費】

入院前の前泊分として最大14泊分
（費用は町の規定により上限がある）



期間

出産を目的として入院または待機宿泊を開始した日から入院または待機宿泊が終了した日まで



ハイリスク妊産婦 アクセス支援事業

対象となる方

三戸町に住民登録されている方で、周産期母子医療センターの新生児特定集中治療室・治療回復室に入院している赤ちゃんをもつ産婦

助成される費用

赤ちゃんの面会のための交通費

【自家用車】

自宅等から周産期母子医療センターまでの
距離×37円

【有料道路の通行料金】

全額（領収書の提出が必要）

【公共交通機関】

停留所間、駅間の全額

【タクシー】

全額（発着地を記載した領収書の提出が必要）

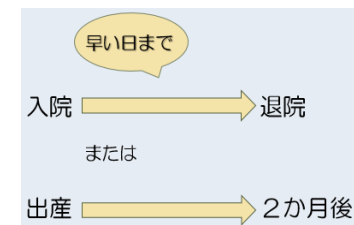
【駐車場料金】

全額（領収書の提出が必要）



期間

赤ちゃんが入院した日から赤ちゃんが退院した日または出産後2か月を経過した日の早い日まで



申し込み方法

- 窓口（三戸町保健センター・健康長寿課）で申し込み
- 保健師・助産師が家庭訪問時に申し込み
- 下記のQRコードからSANぽぽメールへ申請書他、必要書類を添付して送信
件名に「アクセス支援事業申請」と記入
- 郵送で申し込み



申請は、
「まとめて」でも
「1回ごと」でも
どちらも可能です！

「自分は対象に
なるのかなあ」など
分からないことは何でも
お問い合わせください♪



メール申し込み・相談



三戸町ホームページ

申し込みに必要なもの

【共通】

- ・母子健康手帳
- ・助成金の振り込み先が分かるものの写し
（通帳やキャッシュカードなど）※妊婦名義のもの
- ・申請者の身分証明書の写し
（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ・有料道路、タクシー、待機宿泊を利用した場合は、それぞれの領収書
※タクシーはボールペン等で発着地を記載

【妊婦健診アクセス支援事業申請の方】

- ・妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書兼請求書（裏面あり、三戸町ホームページからダウンロードできます）

【分娩取扱施設アクセス支援事業申請の方】

- ・分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書兼請求書（裏面あり、三戸町ホームページからダウンロードできます）

【ハイリスク妊産婦アクセス支援事業の申請】

- ・ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金申請書
- ・青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書
（いずれも三戸町ホームページからダウンロードできます）



三戸町の妊産婦さんを応援！

妊婦健診・分娩取扱施設

交通費 宿泊費 を助成します



メール申し込み・相談



子育て情報 のぽたんクラブ

三戸町母子健康包括支援センター
（三戸町保健センター・健康長寿課）

住所：三戸町在府小路町43
電話：0179-20-1152（いい子に）
FAX：0179-20-1105
メール：sanpopo@town.sannohe.lg.jp